

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 土地改良区の役員が就退任
土地改良区の役員住所の変更
土地改良事業計画の変更の適否の決定(三件)
土地改良事業計画の適否の決定(六件)
家畜の肝てつ検査等の実施
牛のブルセラ病検査等の実施
- ◇公 告 昭和四十四年十月鳥取県告示第六百四十九号の廃止
採石業務管理者試験の実施
- ◇正 誤 昭和四十八年十一月鳥取県告示第九百二十七号中訂正
昭和四十九年二月二十六日付鳥取県公報第四千五百一十二号中訂正

規 則

鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県婦人更生資金貸付規則(昭和三十三年五月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中「運営委員会」を「鳥取県婦人更生資金運営委員会(以下「運営委員会」という。)」に改める。

別表の一の表の生業資金の項中「二〇〇〇、〇〇〇円」を「二五〇、〇〇〇円」に、「四〇〇〇、〇〇〇円」を「五〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の転宅資金の項中「一八、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届

出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

会見地区土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	中村 卓朗	西伯郡会見町高姫七三四番地
遠藤 種郎	天萬一〇〇三	〃
田貝 國浩	金田二五七	〃
丸山 勉	西伯町大字境五六一	ノ一
長谷川 弘	米子市青木五三六	〃
新井 猛	西伯郡会見町宮前一五四	ノ三
赤井 勝美	朝金四九七	〃
岩田 経徳	諸木六三	〃
赤井 雅徳	井上四九三	〃
潮 麻雄	天萬一五二六	〃
梅原 静雄	御内容九五二	〃
加藤 芳男	西伯町大字福成六一二	〃
長谷川 明人	米子市上安曇三二三	〃
古木 仁治	西伯郡会見町三崎一九	〃
前谷 光久	西伯町大字福成一〇八二	〃
三嶋 万亀雄	会見町宮前二四六	〃
山中 時雄	市山四三七	〃

吉次 堯明	寺内二九五	〃
吉持 恒	田住一四一	〃
吉田 明雄	米子市大袋二九六	〃
岩田 一郎	西伯郡会見町諸木三〇二	〃
赤井 竹章	朝金七五二	〃
香田 克己	米子市下安曇一二九	〃
宮倉 文治	西伯郡西伯町大字境九四九	〃

任期満了により退任

会見地区土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	中村 卓郎	西伯郡会見町高姫七三四番地
吉持 恒	田住一四一	〃
田貝 国浩	金田二五七	〃
丸山 勉	西伯町大字境五六一	ノ一
長谷川 弘	米子市青木五三六	〃
赤井 勝美	西伯郡会見町朝金四九七	〃
新井 猛	宮前一五四	ノ三
石塚 信考	三八三	ノ一
稲田 衛	寺内三三二	〃
岩田 力夫	諸木八一	〃
潮 麻雄	天萬一五二六	〃
梅原 静雄	御内容九五二	〃
齊鹿 哲夫	浅井四五五	〃

富田義男 三崎四九〇
 長谷川明人 米子市上安曇三二三〇
 前谷光久 西伯郡西伯町大字福成一〇八二〇
 宮倉文治 境九九九〇
 都田三郎 会見町天萬七五一五〇
 山中時雄 市山四三七〇
 吉田明雄 米子市大袋二九六〇
 岩田一郎 西伯郡会見町諸木三〇二〇
 赤井竹章 朝金七五二〇
 田子兵衛門 西伯町大字境二四九〇
 香田克己 米子市下安曇二二九〇
 昭和四十九年一月十四日開催の臨時総代会において選任し、昭和四十九年一月二十七日就任 任期四年

岸本町畑地土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 小西護郎 西伯郡岸本町丸山二一一番地
 西郷敏宏 久古一七〇の一
 松原潤行 一三四五〇
 井上繁美 押口一一三〇
 後藤覚平 大原五七五〇の一
 谷口美登 番原五八九〇
 野口美登 口別所三〇
 野坂勝三 岸本一八二〇

監事 山道富二 吉長三六六〇の一
 内田岩隆 清原七七一〇
 加川孝彦 小林五九八〇
 土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十九年十一月九日就任 任期第一回総会まで

大山畑地土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 岡村守雄 西伯郡大山町豊房二〇四六一四四
 小村義秋 一三七七
 小原収 一六二一
 山根巖 五四五
 遠藤昇 坊領四八七
 谷村勇 今在家一一六
 入江正雄 長田三三〇
 奥田一憲 二九七
 飯田政好 三五三
 岡田長市 野田六六
 広岩喜代治 赤松二四五九の六
 宮永穆 佐摩四九七
 西村周治 赤松五七二の二六〇
 土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十九年一月十八日就任 任期第一回総会まで

溝口町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 田中 操 日野郡溝口町大坂六五四番地

” 本庄 国光 ” 添谷一、〇五七”

” 石津 義章 ” 大滝二九三”

” 米田 富嘉 ” 富江七一〇”

” 長谷川 清久 ” 上野七六一”

” 内藤 陽大 ” 福兼五七二”

” 森 利雄 ” 二〇”

” 入江 甚一 ” 金屋谷一、〇一九”

” 遠藤 和夫 ” 富江七八”

” 神庭 均 ” 添谷四三三”

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十九年一月二十一日就任 任期第一回総会まで

菅野土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 岡本 琢志 岩美郡国府町大字大石三八二

” 谷口 雪男 ” 上地二一〇

” 谷口 茂興 ” 四三一―一

” 霜村 圭二 ” 九五

” 石本 光彦 ” 大石五〇九

” 山本 光巖 ” 二九二

” 野津 丈実 ” 五〇四

” 霜村 則義 ” 上地一五六―一

” 森原 一野 ” 栃本三〇八

” 中村 長太郎 ” 上地一七一

” 霜村 鶴松 ” 二四〇

” 野津 親正 ” 大石三〇三

” 森原 晃 ” 栃本二〇二

任期满了により退任

菅野土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 谷口 雪男 岩美郡国府町大字上地二一〇

” 谷口 茂興 ” 四三一―一

” 霜村 圭二 ” 九五

” 霜村 則義 ” 上地一五六―一

” 森原 一郎 ” 栃本三〇八

” 石本 光彦 ” 大石五〇九

” 野津 丈實 ” 五〇四

” 山本 巖 ” 二九二

” 岡本 琢志 ” 三八二

” 野津 親正 ” 三〇三

” 霜村 鶴松 ” 上地二四〇

” 森原 晃 ” 栃本二〇二

” 中村 長太郎 ” 上地一七一

昭和四十六年七月三十一日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、

昭和四十六年七月三十一日就任 任期三年

鳥取県告示第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき次のとおり土地改良区から役員（住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。）

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 次

下市駅南土地改良区

理事 齊 尾 二 郎	
変更前	西伯郡中山町下市八六
変更後	西伯郡中山町下市八六の二

鳥取県告示第百八十五号

昭和四十八年十月十八日付けで八上土地改良区から申請のあつた土地改良（八上地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月十三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

八頭郡河原町大字曳田一八六番地一七 八上土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十六号

昭和四十九年一月二十八日付けで花見東郷土地改良区から申請のあつた土地改良（花見東郷地区維持管理）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月十三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

東伯郡東郷町大字旭一一三番地 花見東郷土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十七号

昭和四十九年二月五日付けで関金町から申請のあつた土地改良（和谷地区農道舗装）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十八号

昭和四十九年二月二十日付けで東伯郡東郷町大字法万三六五番地横山功ほか二十人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果これを適当と認めため、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十九号

昭和四十八年十月十八日付けで河原町から申請のあつた土地改良(下曳田・正法寺地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九十号

昭和四十九年二月一日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(福永地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において

準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九十一号

昭和四十九年一月二十九日付けで船岡町から申請のあつた土地改良(殿地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十二号

昭和四十八年十月八日付けで八東町から申請のあつた土地改良（中地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十三号

昭和四十八年十一月五日付けで八東町から申請のあつた土地改良（小別府地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十四号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査、牛肺虫検査、ピロプラズマ病検査、ひな白痢検査、ニューカッスル病検査、マイコプラズマ病検査、豚丹毒予防注射及びだに駆除を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛、豚及び鶏の所有者に対して検査、注射及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 実施の目的

肝てつ症、牛肺虫症、ピロプラズマ病、ひな白痢、ニューカッスル病、マイコプラズマ病及び豚丹毒予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 肝てつ検査

牛（生後三月以内のものを除く。）

2 牛肺虫検査

牛（放牧場で飼育されているものに限る。）

3 ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛（生後三月以内のものを除く。）

4 ひな白痢検査

種鶏及びこれと同一構内で飼育している鶏

5 ニューカッスル病検査

鶏

6 マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一構内で飼育している鶏並びに食鶏

7 豚丹毒予防注射

豚（生後五十日未満のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。）

四 実施の期日

昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで

五 検査、注射及び駆除の方法

1 肝てつ検査

虫卵検査

2 牛肺虫検査

虫卵検査

3 ピロプラズマ病検査

血液塗抹検査

4 ひな白痢検査

ひな白痢急速凝集反応

5 ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

6 マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

7 豚丹毒予防注射

豚丹毒予防液皮下注射

8 だに駆除

低毒性殺虫剤散布

鳥取県告示第九十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、ブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛（生後三月以内のものを除く。）

四 実施の期日

昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

2 結核病検査

ツベルクリン皮内反応

鳥取県告示第九十六号

土木建築工事前金払取扱要綱（昭和四十四年十月鳥取県告示第六百四十九号）は、廃止する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第3回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和49年3月12日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

1 試験を施行する場所及び期日

ア 場所 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

イ 期日 昭和49年5月12日（日曜日）午前10時から正午まで

2 受験願書の提出期限及び提出先

ア 提出期限 昭和49年4月20日（郵送による場合は、4月20日までの消印があるものは有効とする。）

イ 提出先 住所地を管轄する土木出張所総務課管理系

3 受験願書

住所地を管轄する土木出張所総務課に備付けの所定の用紙によること。

4 その他
詳細については、土木部河港課又は土木出張所総務課に問い合わせること。

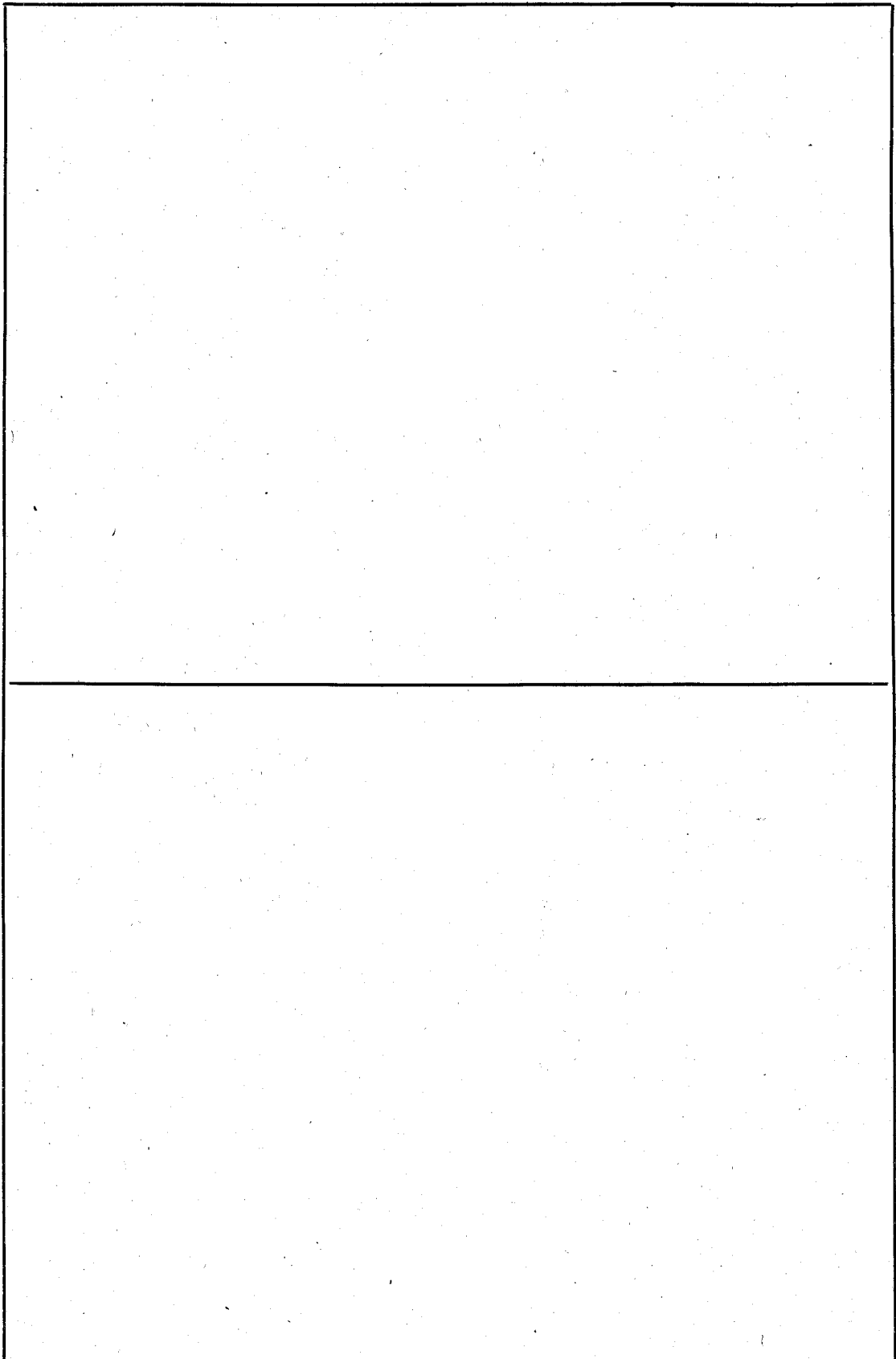
正 誤

昭和四十八年十一月鳥取県告示第九百二十七号(解除予定の保安林について)中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
二 上 二 字タワノウエ 字タワノ上エ

昭和四十九年二月二十六日付鳥取県公報第四千五百二十二号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
二 下 八 第四百十二号 第四百四十二号



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西尾 邑次 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】